

公募型プロポーザル方式による事業者選定実施公告

令和7年度岩沼市ふるさと納税等支援業務事業者の公募にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、下記のとおり公告する。

令和8年1月14日

岩沼市長 佐藤 淳一



記

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名称 令和7年度 岩沼市ふるさと納税等支援業務
- (2) 業務内容 「令和7年度 岩沼市ふるさと納税等支援業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 準備期間 契約締結日の翌平日から令和8年3月31日まで

2 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 令和7・8年度岩沼市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 国内に本店を有する法人
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けていない、若しくは本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 次に該当する者がいないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体又はその構成員

(7) 国税及び地方税（本市課税分に限る。）に滞納がないこと。

### 3 スケジュール

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 公募開始        | 令和8年1月14日（水）                               |
| (2) 質問受付期限      | 令和8年1月21日（水）午後4時まで                         |
| (3) 質問回答        | 令和8年1月23日（金）まで                             |
| (4) 応募書類の提出期限   | 令和8年1月27日（火）午後4時まで                         |
| (5) 提案資格確認・結果通知 | 令和8年1月29日（木）まで                             |
| (6) 提案書類の提出期限   | 令和8年2月6日（金）午後4時まで                          |
| (7) 書類選考・結果通知   | 令和8年2月10日（火）まで                             |
| ※応募者が3者を上回る場合のみ |  |
| (8) 審査委員会開催     | 令和8年2月13日（金）<br>※プレゼンテーション、ヒアリング及び受注候補者の選定 |
| (9) 審査結果通知      | 令和8年2月中旬                                   |
| (10) 見積微取会      | 令和8年2月中旬～下旬                                |
| (11) 契約締結・準備期間  | 令和8年2月下旬～令和8年3月31日（火）                      |
| (12) 履行開始       | 令和8年4月1日（水）                                |

### 4 応募書類の提出

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 提出書類 | 令和7年度岩沼市ふるさと納税等支援業務公募型プロポーザル実施要領<br>(以下「実施要領」という。)に記載の応募書類一式 |
| (2) 受付期間 | 令和8年1月14日から1月27日まで（事務局必着）<br>(土曜日、日曜日、祝日除く、午前9時から午後4時まで)     |
| (3) 提出先  | 岩沼市政策部市長公室ふるさと応援係  |
| (4) 提出方法 | 直接又は郵送   |

### 5 提案書類の提出

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 提出書類 | 実施要領に記載の提案書類一式  |
| (2) 受付期間 | 令和8年1月29日から2月6日まで（事務局必着）<br>(土曜日、日曜日、祝日除く、午前9時から午後4時まで) |
| (3) 提出先  | 岩沼市政策部市長公室ふるさと応援係                                       |
| (4) 提出方法 | 直接又は郵送  |

## 6 受注候補者の選定

### (1) 審査方法

審査については、岩沼市ふるさと納税等支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提案書類を提出した者の中から、提案書類の内容並びに企画提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を総合的に勘案した上で、審査委員会が審査し、受注候補者を選定する。

なお、応募者が3者を上回る場合は、審査委員会が提案書類による書類選考を行い、プレゼンテーション等の対象となる応募者を選定する。

### (2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、プレゼンテーション等を実施した応募者に対して書面により通知するとともに、本市ウェブサイトに掲載する。なお、審査結果に関する一切について、質問、説明請求、及び異議申立て等は受け付けない。

## 7 契約の締結等

(1) 審査委員会の審査により選定された受注候補者を対象とした見積徴取会を実施し、その後、契約を締結する。

(2) 次に掲げる項目に該当する場合は、次点者が受注候補者となる。

- ① 契約が不調となった場合
- ② 受注候補者が本契約を辞退した場合
- ③ 受注候補者が企画提案した内容を履行できないことが判明した場合
- ④ その他の理由により契約締結が困難となった場合

## 8 その他

その他、本プロポーザルに関する詳細は、実施要領に定めるところによる。

## 9 問合せ先

本公募の事務局、問合せ先は下記のとおりである。

岩沼市政策部市長公室ふるさと応援係（岩沼市役所5階）

〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

電話：0223-23-0386

FAX：0223-24-0897

電子メール：furusato-nouzei@city.iwanuma.miyagi.jp